川俣事務所 かわら版 №.109 (2024.9)

発 行 社労士法人 川俣労務管理事務所 川俣 雅英

足立区関原3-26-16 TEL 03-3889-1706 FAX 03-3889-1709

法人番号 2011805001774 e-mail:mshd@office-kawamata.gr.jp

最低賃金 全国平均1,055円! 51円アップ

令和6年10月から適用される最低賃金が決定いたしました。

全国加重平均で51円アップとなり、全国平均では1,055円となります。

東京都は1,163円になります。

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対する賃金に限られ、次のものは 対象から除外されます。

- ① 臨時に支払われる賃金
- ② 1ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)
- ③ 残業手当、休日勤務手当
- ④ 諸手当のうち、精皆勤手当、通勤手当、家族手当など

関東地方の最低賃金額と発効日は次の通りです。

地域	最低賃金 (時給)	発効日	地域	最低賃金 (時給)	発効日
東京	1, 163円	6.10.1	茨 城	1,005円	6.10.1
神奈川	1,162円	6.10.1	栃木	1,004円	6.10.1
埼 玉	1,078円	6.10.1	群馬	985円	6.10.4
千 葉	1,076円	6.10.1			

※ 秋田 951円(+54円)~6.10.1発効 福島 955円(+55円)~6.10.5発効 東北地方のすべての地域が950円超となりました。

最低賃金は、給与計算期間と関係なく適用となりますので、発効日を跨ぐ期間の給与計算 は、十分ご注意ください。

全国労働衛生週間 ~「推してます みんな笑顔の 健康職場」~

9月1日~9月30日 準備期間 10月1日~10月7日 本週間

労働者の健康管理や職場環境の改善など「労働衛生」に関する国民の意識を高め、職場の自主 的な活動を促して、労働者の健康を確保することを目的としています。

全国労働衛生週間において、特に準備期間から、次の重点事項を中心に日常の労働衛生活動 の総点検を行い、事業者や総括労働衛生管理者による職場巡視を行い、労使で連携し協力して、

"**誰もが安心して健康に働ける職場づくり"**を実現してください。

- ① 過重労働による健康障害防止対策
- ② 労働者の心の健康の保持増進のためのメンタルヘルス対策
- ③ 高年齢労働者の健康づくりを踏まえた転倒・腰痛災害予防対策
- ④ 化学物質による健康障害防止対策
- ⑤ 石綿による健康障害防止対策
- ⑥ 受動喫煙防止対策
- ⑦ 治療と仕事の両立支援対策
- ⑧ 女性の健康課題への取り組み など